

## 盛岡商業高等学校建築物環境衛生管理業務仕様書

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の定めに基づく建築物環境衛生管理技術者の行う業務内容と、同法の定めに基づく環境衛生基準に従い実施する次の業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

- 1 建築物環境衛生管理技術者（以下「管理技術者」という。）の職務は、次のとおりとする。
  - (1) 同法で実施を義務付けられている業務のうち、盛岡商業高等学校で実施することとなる業務の管理実施計画の立案及び作成
  - (2) 業務実施の際の立会い
  - (3) 関係諸帳簿の整備
  - (4) 諸届用紙の作成及び届出業務
  - (5) 業務報告書の審査及び指導
  - (6) その他必要と認められる事項
- 2 ねずみ、こん虫等の防除
  - (1) 内容  
毎月1回点検作業を実施し、同法施行規則第4条の5の規定に基づき、ねずみ、こん虫等の防除作業を行う。
  - (2) 実施期間  
別表のとおり年5回実施し、日程については、甲乙協議のうえ定めるものとする。  
ただし、前段で定めた実施時期以外に、ねずみ、こん虫等の発生がみられ、甲から連絡を受けたときは、速やかに作業員を派遣し捕獲防除を行うこと。
  - (3) 施行場所等  
施行場所は、ねずみ、こん虫等の生息場所及び侵入経路等を調査し、当該結果に基づき建物全体について計画的に行うこと。
  - (4) 駆除方法
    - ア ねずみ  
散粉法及び塗布法とし、使用場所により使い分けること。  
(薬剤等については、甲乙協議のうえ適切なものを使用すること。)
    - イ こん虫類  
ミスト法及び塗布法とし、対象害虫により使い分けること。  
(薬剤等については、甲乙協議のうえ適切なものを使用すること。)
  - (5) その他
    - ア 駆除のための薬剤の塗布に当たっては、薬剤汚染等の事故防止に十分注意し、必要な予防措置をして実施すること。
    - イ 甲の業務に支障が生じないように施行日時、手順等を事前に十分打ち合わせたうえで実施すること。
- 3 水質検査
  - (1) 内容  
同法施行規則第4条の規定に基づき、飲料水に係る水質検査を行う。
  - (2) 実施期間  
別表のとおり水質検査を行うものとし、日程については、甲乙協議して定めるものとする。
  - (3) その他  
遊離残留塩素の検査業務（7日以内毎に1回）は含まれていないこと。
- 4 排水関係
  - (1) 内容  
雑排槽1箇所の清掃業務を行うものとする。
  - (2) 実施期間  
別表のとおり年2回実施し、日程については、甲乙協議して定めるものとする。
- 5 実施報告  
作業終了後、実施報告書を提出し、甲及び管理技術者の確認を受けること。

別表 実施内容

令和7年度

月	業務内容						
	技術者	点検	防除	水質(16項目)	水質(12項目)	水質(11項目)	雑排水槽清掃
4月分	○	○					
5月分	○	○	○	○			
6月分	○	○					
7月分	○	○	○				
8月分	○	○	○				○
9月分	○	○	○		○		
10月分	○	○					
11月分	○	○	○			○	
12月分	○	○					
1月分	○	○					
2月分	○	○					○
3月分	○	○					

令和8年度

月	業務内容						
	技術者	点検	防除	水質(16項目)	水質(12項目)	水質(11項目)	雑排水槽清掃
4月分	○	○					
5月分	○	○	○	○			
6月分	○	○					
7月分	○	○	○				
8月分	○	○	○				○
9月分	○	○	○		○		
10月分	○	○					
11月分	○	○	○			○	
12月分	○	○					
1月分	○	○					
2月分	○	○					○
3月分	○	○					

令和9年度

月	業務内容						
	技術者	点検	防除	水質(16項目)	水質(12項目)	水質(11項目)	雑排水槽清掃
4月分	○	○					
5月分	○	○	○	○			
6月分	○	○					
7月分	○	○	○				
8月分	○	○	○				○
9月分	○	○	○		○		
10月分	○	○					
11月分	○	○	○			○	
12月分	○	○					
1月分	○	○					
2月分	○	○					○
3月分	○	○					